

『返却期限の延長ができるようになりました』

インターネットまたは館内検索端末（OPAC）から下記の場合に限り返却期限の延長ができます。延長期間は延長手続きを行った日から15日間です。

- 豊橋市図書館の本であること（市外の図書館から借用したものではないこと）。
- 予約が付いていない本であること。
- 返却日を過ぎていないこと。

（注意）返却期限の延長は、1回限りです。

返却期限の延長手続きには、事前にパスワード登録が必要です。

*パスワードの登録は、豊橋市図書館ホームページの「利用者のページ」メニュー内の「パスワードの登録・変更」から行ってください。

携帯電話からは、「利用者情報登録」から進んでください。

返却期限の延長手続きは、利用状況内の『貸出状況』から行う事ができます。